

見附市教育委員会告示第6号

見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱

見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱（平成25年見附市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「見附市子ども・子育て支援事業計画」を「見附市こども計画」に改め、同条第2号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号。）」を加える。

第3条第2項中「市長」を「教育長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。